

建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧

2023/7/1施行

■: 特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格

■: 一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る国家資格

枠内の数字: 資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数

(※) 特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格を有するものは、一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る

指定建設業

資格区分	建設業の種類																													
	土木	建築	大工	左官	とび・土工・コンクリート	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	
1級建設機械施工管理技士	■				■																									
1級建設機械施工管理技士補																														
2級建設機械施工管理技士	■				■																									
2級建設機械施工管理技士補																														
1級土木施工管理技士	■			3	■	3				3	3	■					3	3		3		3		3	■		3	■	注1	
1級土木施工管理技士補				3	3	3	3			3	3	3					3	3		3		3		3	3		3	3	3	
2級土木施工管理技士	種別	土木	■		5		5			5	5	■					5	5		5		5		5	■		5	■	注1	
		鋼構造物塗装			5	5	5	5			5	5	5					5	5		5		5		5	5		5	5	5
		薬液注入			5		5	5			5	5	5					5	5		5		5		5	5		5	5	5
2級土木施工管理技士補				5	5	5	5			5	5	5					5	5		5		5		5	5		5	5	5	
1級建築施工管理技士		■	■	■	■	■				■	■	■				■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	注1
1級建築施工管理技士補			3	3	3	3	3			3	3				3	3	3	3	3	3	3	3				3	3	3	3	
2級建築施工管理技士	種別	建築	■	■	■	■	■	■		■	■	■				■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	注1
		躯体			■		■	■								■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	注1
		仕上げ					■					■														■	■	■	■	■
2級建築施工管理技士補			5	5	5	5	5			5	5	5				5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	
1級電気工事施工管理技士							■														3							3		
1級電気工事施工管理技士補																					3							3		
2級電気工事施工管理技士							■														5							5		
2級電気工事施工管理技士補																					5							5		
1級管工施工管理技士								■				3	3	3							3	3			3	3	3	3	3	
1級管工施工管理技士補												3	3	3							3	3			3	3	3	3	3	
2級管工施工管理技士								■				5	5	5							5	5			5	5	5	5	5	
2級管工施工管理技士補												5	5	5							5	5			5	5	5	5	5	
1級電気通信工事施工管理技士																							■							
1級電気通信工事施工管理技士補																							■							
2級電気通信工事施工管理技士																							■							
2級電気通信工事施工管理技士補																							■							
1級造園施工管理技士				3	3	3	3			3	3						3	3			3			■	3	■	3	3	3	
1級造園施工管理技士補				3	3	3	3			3	3						3	3			3			■	3	■	3	3	3	
2級造園施工管理技士				5	5	5	5			5	5						5	5			5			■	5	■	5	5	5	
2級造園施工管理技士補				5	5	5	5			5	5						5	5			5			■	5	■	5	5	5	
1級建築士		■	■				■				■	■									■									
2級建築士		■	■				■				■	■									■									
木造建築士																														
建設(「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設)(「鋼構造及びコンクリート」)	■				■		■				■	■											■						注1	
建設(「鋼構造及びコンクリート」を除く・総合技術監理(建設)(「鋼構造及びコンクリート」を除く)	■				■		■				■	■											■						注1	
農業(「農業農村工学」・総合技術監理(農業(「農業農村工学」)																														
電気電子・総合技術監理(電気電子)							■																	■						
機械(熱・動力エネルギー機器)又は「流体機器」・総合技術監理(機械(熱・動力エネルギー機器)又は「流体機器」)								■															■							
機械(熱・動力エネルギー機器)及び「流体機器」を除く・総合技術監理(機械(熱・動力エネルギー機器)及び「流体機器」を除く)								■															■							
上下水道(「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道(「上下水道及び工業用水道」)									■																	■	■	■		
上下水道(「下水道」・総合技術監理(上下水道)(「下水道」)									■																	■	■	■		
水産(「水産土木」・総合技術監理(水産(「水産土木」)	■				■												■													
森林(「林業・林産」・総合技術監理(森林(「林業・林産」)																								■						
森林(「森林土木」・総合技術監理(森林(「森林土木」)	■				■																			■						
衛生工学(「水質管理」・総合技術監理(衛生工学(「水質管理」)									■																					
衛生工学(「廃棄物・資源循環」・総合技術監理(衛生工学(「廃棄物・資源循環」)																											■	■		
衛生工学(「建築物環境衛生管理」・総合技術監理(衛生工学(「建築物環境衛生管理」)																														

		建設業の種類																				指定建設業													
資格区分		土木	建築	大工	左官	とび・土工・コンクリート	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体					
その他	基幹技能者(注7)	登録電気工事基幹技能者																																	
		登録橋梁基幹技能者																																	
		登録造園基幹技能者																																	
		登録コンクリート圧送基幹技能者																																	
		登録防水基幹技能者																																	
		登録トンネル基幹技能者																																	
		登録建設塗装基幹技能者																																	
		登録左官基幹技能者																																	
		登録機械土工基幹技能者																																	
		登録海上起重基幹技能者																																	
		登録PC基幹技能者																																	
		登録鉄筋基幹技能者																																	
		登録圧接基幹技能者																																	
		登録型枠基幹技能者																																	
		登録配管基幹技能者																																	
		登録高・土工基幹技能者																																	
		登録切断穿孔基幹技能者																																	
		登録内装仕上工事基幹技能者																																	
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																																	
		登録エクステリア基幹技能者																																	
		登録ALO基幹技能者																																	
		登録建築板金基幹技能者																																	
		登録外装仕上基幹技能者																																	
		登録タクト基幹技能者																																	
		登録保温保冷基幹技能者																																	
		登録ウレタン断熱基幹技能者																																	
		登録クラウト基幹技能者																																	
		登録冷凍空調基幹技能者																																	
		登録運動施設基幹技能者																																	
		登録基礎工基幹技能者																																	
		登録タイル張り基幹技能者																																	
		登録標識・路面標示基幹技能者																																	
		登録土工基幹技能者																																	
		登録発破・破砕基幹技能者																																	
		登録圧入基幹技能者																																	
登録送電線工事基幹技能者																																			
登録消火設備基幹技能者																																			
登録建築大工基幹技能者																																			
登録建築測量基幹技能者																																			
登録硝子工事基幹技能者																																			
登録さく井基幹技能者																																			
登録解体基幹技能者																																			

【備考】

- (注1) 解体工事業について、技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験資格に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。
- (注2) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。
- (注3) 基礎くい下工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリート・パイル建設技術協会が行う基礎施工士試験が該当します。
- (注4) 建築士法第二条第五項に規定する建築設備に関する知識及び技術につき国土交通大臣が定める資格をいいます。
- (注5) 建築物等に計装装置を設置する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装技術審査が該当します。
- (注6) 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技術士試験が該当します。
- (注7) 建設業法施行規則第十八条の三第二項第二号の登録基幹技能者講習を終了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を終了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していないものについては実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとします。
- (注8) 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。
- (注9) 合格後、コンクリート工事に関し三年以上実務の経験を有する者
- (注10) 合格後、土工工事に関し三年以上実務の経験を有する者
- (注11) 建設業法第26条(主任技術者及び監理技術者の設置等)について
建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。
・法第七条第二号イ…許可を受ける工事に、指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験
・法第七条第二号ロ…許可を受ける工事に、10年以上の実務経験
・法第七条第二号ハ…上記表に該当する国家資格等
(ただし、特定建設業者が指定建設業において、4,500万円以上(建築一式においては7,000万円以上)の下請契約を結ぶ際には、監理技術者として一級国家資格者・国土交通大臣特別認定者を配置する必要がある。)